

ご契約に関する重要事項説明書

この重要事項説明書は、電気事業法および経済産業所令に基づき、契約の合意前に電気需給契約の重要な事項をお客さまにご確認いただくためのものです。

電気需給契約は、お客さまと株式会社イシオ（以下「当社」といいます）との間で締結されます。

1. 契約種別

お客さまがご契約いただく電気料金プランは以下のとおりです。

暮らしに  でんき

区分	単位	料金単価（円/税込）
基本料金	契約電流 30A, 40A, 50A, 60A	0 円
電力量料金	1kWh につき	22 円 25 銭

暮らしに  でんきプラス

区分	単位	料金単価（円/税込）
基本料金	契約容量 1 kVA につき	0 円
電力量料金	1kWh につき	22 円 25 銭

暮らしに  でんき低圧

区分	単位	料金単価（円/税込）	
基本料金	契約電力 1 kW につき	1,100 円	
電力量料金	1kWh につき	夏季	11 円 00 銭
		その他季	10 円 00 銭

2. 申込み方法および契約の成立について

当社の「電気需給約款」を承諾の上、電気需給契約申込書（当社所定様式）により申込みいただきます。（「電気需給約款」は、当社のホームページに掲載します。）

電気需給契約申込書のご提出後、当社がその申込を承諾したときに、電気需給契約は成立いたします。

なお当社は契約成立後、供給開始日が確定しましたら、契約期間、料金等の契約条件を記載した「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

3. 供給開始日について

(1) 当社は、申込みを承諾し、接続供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。なお、お申し込み時のお客さま情報に誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に需給を開始できない場合があります。

(2) お客さまの電力量メーターがスマートメーターでない場合には、供給開始にあたり、お客さまの

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は無料です。

4. 契約期間について

- (1) 契約期間は、ご契約内容のお知らせ記載の供給開始日以降 1 年間とします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。

5. 電気ご使用量の計量や料金の算定方法

- (1) お使いになられた電力量は、当社が一般送配電事業者から受領した、お客さまの供給地点にかかる 30 分ごとの接続供給電力量の合計とします。
- (2) 月々の料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

*燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。
当月の電気料金に適用する燃料費調整単価は、当社ホームページをご確認ください。

*再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。適用する再生可能エネルギー賦課金単価については当社ホームページをご確認ください。

〈計算方法〉

電灯需要（暮らしに  でんき、暮らしに  でんきプラス）

料金	=	基本料金 0円	+	電力量料金単価 (22.25円/kWh) ×ご使用量	+	燃料費調整単価 ×ご使用量	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 ×ご使用量
----	---	------------	---	----------------------------------	---	------------------	---	---------------------------------

*税込み表示です。

動力需要（暮らしに  でんき低圧）

料金	=	基本料金 1,100円	+	電力量料金単価 (夏季 11円/kWh その他季 10円/kWh) ×ご使用量	+	燃料費調整単価 ×ご使用量	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 ×ご使用量
----	---	----------------	---	--	---	------------------	---	---------------------------------

*力率による基本料の割引・割増があります。

*税込み表示です。

- (3) 料金の算定期間は、原則として前月の計量日（検針日）から当月の計量日（検針日）の前日まで

の期間といたします。(やむを得ず計量日に計量できない場合には、翌月にまとめて請求させていただきます。) また、お引越し等でご使用期間が1カ月に満たない場合は、日割計算を行います。

6. ご請求明細書等の通知

当社は、料金その他の請求額の明細書を当社所定のウェブサイトへ掲載し、電子データによりお客さまに通知いたします。当該ウェブサイトへの明細情報の掲載の時点をもって、当社によるお客さまへの請求が行われたものとします。ただし、お客さまからのご要望により有償にて紙ベースでの請求書、領収書(各200円/通、税別)を発行いたします。

7. 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、60Hzといたします。

8. 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。

9. お支払いの方法について

料金については毎月、原則口座振替またはクレジットカード払いによりお支払いいただきます。なお、お客さまが当社とガス需給契約を締結されている場合の料金は、ガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。

なお、工事費負担金その他の費用については、その都度当社が指定した方法によりお支払いいただきます。

10. お客さまからの契約の変更・解約

- (1) ご契約内容の変更およびお引越し等による解約については、当社窓口までご連絡ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切替にともなう解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された後に、電気の使用を廃止しようとする場合またはお客さまが契約電力等を減少しようとする場合において、当社が、所轄の一般送配電事業者から料金及び工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

11. 当社からの申し出による契約の変更・解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ①お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ②お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

③電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

④お客さまがその他、電気需給約款に反したとき

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた相当の期間までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解除することがあります。

①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

④低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

⑤その他、当社が定める電気需給約款に反した場合

(3) お客さまが、当社への連絡なく移転される等、電気の使用がないことが明らかな場合

1 2. 保安等に対するお客さまの協力

電気の使用にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電および適切な処置へのお客さまの協力
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知

1 3. その他

(1) お客さまが現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際には、違約金の支払等、不利益を生じる場合がありますので、詳細は現在ご契約の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。

(2) 当社は、本重要事項説明書、電気需給約款および個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）を当社ホームページに掲載いたします。

1 4. お問い合わせ先

株式会社イシオ（小売電気事業登録 A0572）

〒932-0058 富山県小矢部市小矢部町7番19号

お問い合わせ先 0766-67-0969

当社ホームページ <https://ishiogas.co.jp>